

呉市サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条、呉市サービス付き高齢者向け住宅事業登録事務取扱要綱第10条、平成24年4月10日付け国住心第19号国土交通省住宅局安心居住推進課長通知及び平成24年4月19日付け老高発第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅の管理について」の1の(1)の規定に基づき、市内のサービス付き高齢者向け住宅に対する定期報告及び立入検査を行うにあたり必要な事項を定める。

(定期報告の実施方法)

第2条 定期報告の実施は、呉市ホームページへ掲載する「サービス付き高齢者向け住宅定期報告書」(様式1)に、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者(以下「登録事業者」という。)が、毎年7月1日現在の状況について記載し、7月末日までに、郵送、FAX又は電子メールにより市長(呉市都市部住宅政策課)に報告することによるものとする。

(立入検査の実施方法)

第3条 立入検査は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 原則として供用開始後1年以内の住宅
- (2) 前条に規定する定期報告の報告内容に疑義等がある場合において、さらに詳細な報告を求めるとき
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき

2 立入検査を行う場合は、立入検査の対象となる登録事業者に対して、「サービス付き高齢者向け住宅立入検査通知書」(様式2)により、事前通知を行う。

3 立入の検査員は、都市部住宅政策課及び福祉保健部福祉保健課の職員が、それぞれの所管事項を分担する。

(報告)

第4条 検査員は、立入検査を実施したときは、速やかに「サービス付き高齢者向け住宅立入検査報告書」(様式3)により所属長に報告する。

(結果通知)

第5条 立入検査の結果、是正すべき内容があった場合は、速やかに「サービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書」(様式4)により登録事業者に通知する。

(改善報告)

第6条 前条で指摘した事項については、登録事業者から速やかに文書にて改善報告を求めることとする。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。